

伊勢市の宿泊税導入に向けた考え方について 〈パブリックコメント関係資料(閲覧資料)〉

令和7年4月

産業観光部 観光振興課
総務部 課税課

はじめに

宿泊税は、宿泊者に課税する地方税であり、平成14年10月に全国に先駆けて東京都が導入して以降、令和7年4月時点で全国12都市で導入されています。近年は来訪者の増加が見込まれる都市において、多様なニーズに対応し続けるための新たな観光財源として導入の検討が活発になっており、伊勢市近隣では鳥羽市、志摩市においても検討がされており、鳥羽市は令和6年12月に検討会から市に提言書が提出され、令和7年3月24日の市議会にて条例案が可決されました。志摩市においては令和7年1月に検討会から市に検討結果が提出されております。

伊勢市においては、人口減少や少子高齢化が進展する中、第63回神宮式年遷宮に向け、来訪者の増加が見込まれています。また、新たな宿泊施設の開設も計画されており、訪れる人だけでなく住む人も満足できる持続可能な観光振興、経済の好循環化に取り組むため、宿泊税の導入の検討を進めている状況です。

これまで検討にあたっては、有識者や宿泊事業者をはじめとする観光関係団体等で構成する「伊勢市宿泊税検討委員会」を令和6年9月4日に設置して以降、4回にわたって検討委員会を開催し議論を深めてきました。

この度、令和7年2月28日に当該検討委員会から伊勢市に対し、宿泊税の導入の妥当性や使途、税制概要について答申書が提出されたことを受け、宿泊税の制度設計を行うにあたり、市民の方々をはじめとする関係者の皆様から多様な意見を把握することを目的に、ご意見を募集します。

1 宿泊税について

「宿泊税」は、対象地域のホテルや旅館などに宿泊する方に課税される※「法定外目的税」です。現在、宿泊税は全国12の自治体で導入されており、複数の自治体で導入が検討されています。

※「法定外目的税」とは

地方税法に定めのある「法定税」以外に、自治体の条例で定める税目で、特定の経費に充てるための税のことです。

【各地で新たな観光財源として宿泊税が有力視される理由】

- ①地方交付税の交付を受けている地方公共団体の場合、地方財政上の仕組みとして、観光客の増加によって市税が増えても地方交付税が減額となりそのまま収入増とならないが、法定外目的税であれば、地方交付税は減額されない。
- ②協力金等と異なり、税としての強制力があり、受益と負担の関係を明確にできる。
- ③課税客体(宿泊者の宿泊行為)が明確で、公平性が担保できるとともに、担税力が期待できるため、一定規模の税収確保が安定的に見込むことができる。また、導入自治体が増えており、制度設計の見通しがつきやすい。

2 伊勢市の宿泊税導入についての基本的な考え

1. 宿泊税の導入について

伊勢市が安全・安心な観光地として選ばれ続けるためには、安定的な観光振興のための独自の自主財源が必要であり、その手法として法定外目的税である宿泊税を導入すべきである。

2. めざすべき方向性について

- ・市内宿泊客の増加
- ・伊勢市へ訪れる観光客の宿泊割合の増加
- ・観光客、市民双方の満足度の向上

3. 宿泊税の使途について

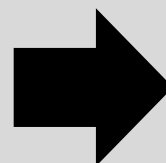
市民生活にも良い影響を与えるよう「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な観光地づくりのための以下の施策

- ・来訪者の満足度、受入環境の向上
- ・観光資源の発掘、磨き上げ
- ・持続可能な観光地づくりの推進

3 めざすべき方向性

宿泊税導入の目的として、伊勢市では、観光振興を図る施策に充てることとし、伊勢市が、10年後、20年後にも選ばれる観光地であり続けるために宿泊税を活用して、好循環を生む施策を実施していくことをめざす。

「伊勢市観光振興基本計画」に掲げる
2033年における伊勢市のありたい姿



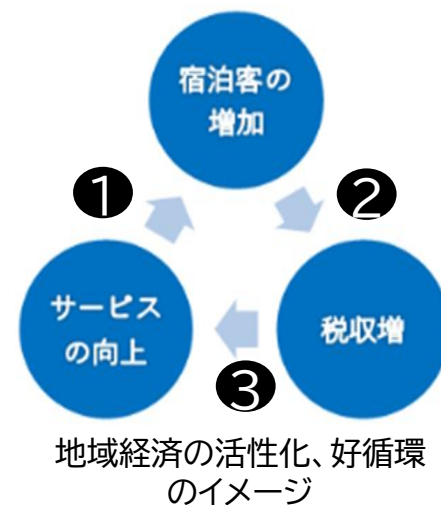
住む人と訪れる人がおかげさまの
心を通じて交わるまち

常若の精神を未来へ受け継ぎ、
若々しく瑞々しいまち

10年後、20年後にも選ばれる観光地であり続けるために宿泊税を活用し、
好循環を生む施策を実施する

<めざすべき方向性>

- ・市内宿泊客の増加
- ・伊勢市へ訪れる観光客の宿泊割合の増加
- ・観光客、市民双方の満足度の向上



4-1 宿泊税の使途

伊勢市の使途について、三本柱を掲げ、これらに基づいた取組により、めざすべき方向性の実現に向けた施策を推進していく。

住んでよし、訪れてよしの持続可能な観光地づくり

市民生活にも良い影響を与えられるよう「住んでよし、訪れてよし」の持続可能な観光地づくりのための以下の施策を推進する。

来訪者の満足度、
受入環境の向上

観光資源の発掘、
磨き上げ

持続可能な
観光地づくりの推進

4-2 宿泊税の使途案（事業例）

来訪者の満足度、受入環境の向上

- ・宿泊施設・観光施設等の高付加価値化
- ・観光バリアフリーの推進
- ・人材不足対策
- ・労務環境の改善、交通環境の維持・充実
- ・インバウンド対応の推進・支援
- ・観光案内機能の強化・充実 等

例：満足度を高める施設改修補助金



例：二次交通環境充実
・新たな交通手段導入促進



観光資源の発掘、磨き上げ

- ・長期滞在を促進するコンテンツ造成・磨き上げ
- ・ナイトタイムエコノミーの推進
- ・文化・スポーツ観光等の推進
- ・誘客プロモーション
- ・情報発信の強化 等

例：文化観光の推進、夜間早朝の滞在環境整備



産官学連携コンテンツ



夜間コンテンツ

持続可能な観光地づくり

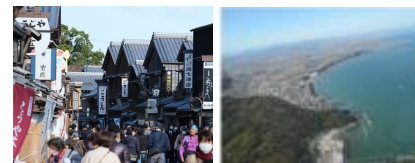
- ・自然災害に備える観光危機管理の推進
- ・来訪者と住民双方の満足を得る事業の推進
- ・観光地の環境、名勝地等の景観保全・再生
- ・将来の再来訪を見据えた宿泊型観光誘客支援
- ・観光データマーケティング
- ・観光人材育成 等

例：修学旅行等への支援

伊勢市集大会・
合宿誘致補助金
の拡充



例：景観保全



景観、名勝保全・活用

5-1 伊勢市の方向性(主な税制概要)

※検討委員会からの答申と同内容

項目	要件
課税客体	市内に所在する宿泊施設(簡易宿所及び民泊施設を含む)への宿泊行為
課税標準	宿泊施設への宿泊数
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	旅館業法、住宅宿泊事業法に規定する事業者
申告期限	毎月末までに前月の初日から末日分を申告納入
税率(税額)	1人1泊あたり200円
免税点	なし
課税免除	なし
罰則規定	帳簿等の記載、保存等の義務を怠った場合1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
課税期間 (見直し期間)	原則5年ごとに内容の見直し (社会情勢等の変化により必要が生じた場合は直ちに見直しを検討)
特別報償金等	期限内申告・納入額の2.5%

5-2 伊勢市の方角性(主な税制概要)

【宿泊税取扱いの流れ】



●納税義務者と税率(税額)

宿泊税は伊勢市内のホテルや旅館、民泊などに宿泊する「宿泊者」に対して課税されます。税率(税額)は、1人1泊あたり200円です。

●徴収方法

宿泊施設が宿泊者から宿泊税を徴収し、伊勢市へ納入していただきます。これを「特別徴収」といいます。宿泊施設の経営者は「特別徴収義務者」となります。

●免税点

宿泊料金が一定の金額以下のときには課税しないこととする場合の、その金額のことを「免税点」といいます。市の方針としては、免税点は設けないこととします。

●課税免除

一定の要件を満たす場合に非課税とすることを「課税免除」といいます。市の方針としては、課税免除は設けないこととします。

なお、災害など特別な事情がある場合の宿泊については、必要に応じて宿泊税を減免できることとします。

5-3 伊勢市における税制概要(税込見込み)

税額(一律定額)※本資料「主な税制概要」のとおり制度設計した場合

200円/1人1泊

想定宿泊者数 ※宿泊施設へのヒアリングを基に作成

宿泊者数 83.7万人(令和5年 宿泊者実績)

宿泊者数 86.6万人(令和6年 宿泊者実績)

税込(試算)

$200\text{円} \times 837,000\text{人} = \underline{167,400\text{千円}}$ (令和5年 宿泊者実績を基に試算)

$200\text{円} \times 866,000\text{人} = \underline{173,200\text{千円}}$ (令和6年 宿泊者実績を基に試算)

≡ 年間 約1.7億円の税込見込み

6 今後のスケジュール

※令和8年4月に導入する場合のスケジュール

内容	事業者説明会 パブリックコメント の実施	市議会での議論	条例案の提出	総務省協議	事業者説明会の実施	宿泊税 導入
					観光客等への周知	
					特別徴収義務者経営申告受付 宿泊事業者システム改修	
日程案	令和7年4月～	令和7年6月以降～			令和8年 4月	